# 令和2年度第10回総会(月例)議事録

令和3年1月28日(木) 午前10時開会 H 時 場 所 市役所本館2階 講堂 出席委員 上入來 幸一(会長) 松下 清美(会長代理) 仮屋 幸孝(運営委員) (19名) 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 中村 秀彦 永尾 寛 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人 欠席委員 ( 0名) 事 務 局 事務局長 木口屋 主幹 新地 大小田、村田、末永、安田、溝川、東、今吉、児之原、石田 支局主任 専門員 井上、矢崎 主査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邉、原口 主事 塩田 鮫島、山本、平川 主 任 農政総務課 技 師 遠矢 議 1 農地法第3条許可申請に関する件 題 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 10 令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について 報告事項 1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

### 議長

開 会(午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第10回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、中村委員、鳥丸委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」及び、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

	叢
	議題1. 農地法第3条許可申請に関する件
	1ページ 4件
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、喜入、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由:労力不足、相手要望、権利の種別:所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  [「異議なし」の声あり]  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」4件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

	2ページ 3件				
議長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。				
1 5 番 委 員	ご報告します。 番号1、2、3号、用途・施設:貸資材置場206.00㎡、車両置場180.00㎡、転回場等782.04㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・北…宅地、西…雑種地、別件5条申請地、私道、南…宅地、市道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下。 以上です。				
議長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 「「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。				
	議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 3ページ~8ページ 21件				
義長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 議題6.「農地利用変更届出に関する件」番号1号の案件が、この第5条許可申 請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 まず、谷山、1番委員お願いします。				

ご報告します。

番号1号、用途・施設:資材置場49.50㎡、駐車場150.00㎡、通路等516.50㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東・南…宅地、西…市道、他人田、北…河川、他人田、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別:使用貸借権。

番号2号、共同住宅2棟118.14㎡、駐車場100.00㎡、緩衝地280.97㎡、東・西・北…宅地、南…国道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

番号3号、駐車場525.00㎡、通路等893.00㎡、東…里道、西…雑種地、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号4号、住家1棟54.65㎡、庭敷地等164.35㎡、東…宅地、西・南…別件農変申請地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件につきましては、12ページ、農地利用変更届番号1と関連がありますので、読み上げます。

番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的:周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日:令和3年3月10日、工事終了日:令和3年7月31日、周囲の状況:東…宅地、別件5条申請地、西…他人田、南…宅地、北…農道、別件5条申請地、境界…ブロック積、高さ…0.75m、作物…野菜、搬入土…シラス、黒土。

これらの件につきまして、補足説明いたします。

転用内容は、5条申請により農地の一部を転用し、一般住宅を建築します。

5条申請の残地に高低差が生じるため、盛土をし、畑として利便性を高める という内容になります。

番号5号、資材置場190.00㎡、通路131.00㎡、緩衝地311.0 0㎡、東…別件5条申請地、西…山林、南…宅地、北…他人畑、農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号6号、建売住宅2棟168.92㎡、庭敷地等329.08㎡、東…他人田、西…別件5条申請地、南…宅地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

議長

次に、吉野、15番委員お願いします。

### 1 5 番 委 員

ご報告します。

番号7号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等419.51㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号8号、通路104.00㎡、東…受人畑、西…市道、南…里道、北…渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、交換。

番号9号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等340.01㎡、東・西…宅地、南…県道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

番号10号、住家1棟74.73㎡、庭敷地等423.27㎡、東…貸人畑、宅地、西…貸人畑、水路、南…貸人畑、市道、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

番号11号、資材置場243.75㎡、転回場等1,074.25㎡、東…市道、貸人畑、西…宅地、南…市道、北…原野、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、賃貸借権。

番号12号、建売住宅1棟62.55㎡、車庫1棟15.67㎡、庭敷地等233.78㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…原野、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号13号、住家1棟115.10㎡、庭敷地等381.90㎡、東…別件4条申請地、宅地、私道、西…他人畑、宅地、雑種地、南…市道、北…別件4条申請地、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号14号、貸駐車場1,084.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…山林、 北…水路、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号15号、貸駐車場1,084.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…山林、北…水路、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。

### 議長

次に、吉田、12番委員お願いします。

### 1 2 番 委 員

ご報告します。

番号16号、資材置場300.00㎡、転回場等1,962.00㎡、東・南・北…山林、西…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明いたします。

申請地は道路に接していませんが、申請地への出入りについては、西側にある 譲受人が所有している雑種地を通って、隣接する県道に出入りします。

以上です。

議 長

次に、喜入、16番委員お願いします。

### 1 6 番 委 員

ご報告します。

番号17号、住家1棟81.15㎡、庭敷地等417.85㎡、東・西…他人畑、南…水路、北…農道、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

### 議長

次に、松元、5番委員お願いします。

### 5 番 委 員

ご報告します。

番号18号、太陽光発電459.00㎡、通路等480.00㎡、東…里道、西…他人畑、宅地、南…市道、北…宅地、境界…防護柵、雨水…自然流下、使用貸借権。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、松元支所から南西へ約2.7 kmに位置する、第2種農地のその他の農地に該当します。

発電規模としましては、太陽光パネルは228枚、発電出力49.5kWで、約9世帯分の年間消費電力量を賄うことになります。

なお、申請人は、平成31年1月10日に経済産業省への事業計画認定申請を 行い、同年3月18日に事業計画認定を受けております。

また、九州電力との系統連係に係る契約も成立していることを確認しております。

番号19号、クヌギ95本1,054.00㎡、東…他人畑、山林、西…市道、南…山林、北…市道、里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。

番号20号、駐車場1,800.00㎡、通路1,057.00㎡、東…他人畑、西・北…市道、南…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、松元支所から北東に約2.7 kmに位置する特定土地改良事業の施行区域内にある農地にある第1種農地です。

申請人は市内で建築・不動産業を営む法人で、今回、申請地を買い受け自社の従業員および来客用の駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。

以上です。

議

長

次に、郡山、8番委員お願いします。

ご報告します。

番号21号、通路163.00㎡、駐車場115.00㎡、作業場等200.00㎡、東…水路、他人畑、西…市道、南…水路、北…宅地、境界…土留、雨水…市道側溝、使用貸借権。

本件について補足説明をさせていただきます。

申請地は、郡山支所から西へ約2.4kmに位置する農用地区域内農地に該当します。

今回の申請は、隣接する宅地に申請人が一般住宅を建設するにあたり接道からの出入りが難しい大型機械等の通路や作業場として一時転用を行うものです。

申請地は、農用地区域内農地であり、原則として農地転用許可をすることができませんが、農地法第5条第2項第1号イ、農地法施行令第11条第1項において、一時的な利用に供する場合で、かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのない場合は許可できるとされております。

また、平成21年12月11日付けの農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知「農地法の運用について」の第2の1の(1)のアの(イ)のCには、農用地区域内農地の一時的な利用の期間については、「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間をいい、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点からは3年以内の期間であれば、一時的な利用に該当すると判断される」とされています。

事業計画等からも、恒久的に使用しないことが確実で、農地の復元についても 必ず期限内に完了することを誓約していることから、今回申請の一時転用につい てはやむを得ないと判断したものです。

以上です。

### 議長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号20号は第1種、一時転用の番号21号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

何かご意見ご質問はありませんか。

[「9番委員」挙手あり]

はい、9番委員どうぞ。

# 9 番 委 員

番号2と番号5ですが、その中に緩衝地とありますが、緩衝地とはどういうものなのか説明をお願いします。

# 谷 山 支 局

緩衝地というのは、資材置場、駐車場、それ以外の荷降ろしをする場所、通路、 出入り、そういう形の施設になっております。

9	番	委	員	通路等とありますが、それとはどう区別がされますか。
谷	Щ	支	局	通路で入る部分以外で、作業をする荷降ろしの場所とかそういう所を一応、緩 衝地として出ています。通路部分は通路として、あとのスペースの所を緩衝地と いう形にしております。
9	番	委	員	緩衝地というのと、通路等というのとが、我々が見た時に、それは区別ができるものですか。
谷	Щ	支	局	通路というのは、市道から入る所に通路を取って、その先が作業する所。完全 に出入り口の所を通路としています。それ以外の所は、車で入るのですが、一応 緩衝地として、荷降ろしする所という形で考えております。
9	番	委	員	わかりました。
議			長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  [「異議なし」の声あり]  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。  但し、第1種農地である番号20号及び農用地区域内農地である番号21号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。  又、議題6.「農地利用変更届出に関する件」番号1号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

			議題4.農地法第18条第6項の規定による通知に関する件
			9ページ~10ページ 4件
議		長	次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。
			まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。
			9ページ、番号2号につきましては、12番委員自身が代表の農地所有適格法 人が、申請人となっている案件でございます。
			従いまして、12番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 12番委員におかれましては、離席をお願いします。
			(12番委員離席後)
			それでは、番号2号につきまして、委員の皆さんには、お目通しをお願いいた します。
			これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
			〔「9番委員」挙手あり〕
			はい、9番委員どうぞ。
9	番 委	員	一般的なことですが、解約申入日、解約成立日、解約引渡日、解約通知日と4 段階になっていますが、それぞれについて、どういう中身なのか、それを教えてください。つまり、解約引渡日と解約通知日というのは、どういう関係になるのですか。そこを教えてください。
事	務	局	解約申入日から解約通知日についてのご指摘だと思います。それぞれ個別に申し上げますと、解約申入日というのは、当事者の一方で解約をしたいという方が、貸借契約の方を解約をしたいという依頼をした日ということでございます。解約成立日というのは、当事者が実際に合意した日でございます。解約引渡日というのは、借人が貸人に農地を返した日ということになります。解約通知日というのは、この18条6項の通知を実際に事務局にされた日ということになります。
4	番 委	員	事務局の説明に加えると、解約申入、解約成立、解約引渡、ここまでは当事者間の関係で、この規定によって、貸借が終了したりした場合には、行政の方に届出をしなさいと。事務局に連絡があるのが通知日。そういうことでいいですか。
事	務	局	そうです。

賃貸借の貸借関係の解約については、通知がされた時が合意解約で、解約をしたいという申し入れをして、解約成立日というのは、その申し入れに対して相手方が、合意を受け付けて、解約をしましょうと合意が成立した時が成立日です。お互いの意思としては、解約しましょうという合意が成立してから、契約関係は解約にはなるんですけど、解約をした場合に、貸している人に借りている土地を返さなければいけないです。合意が成立してから、実際に土地を返すまでの間に、若干の期間の猶予はあると。その辺を踏まえて、申入日、成立日、実際に返却された引渡日、行政の関係との通知日という内容に区別されて記載されています。

### 議 長

ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」番号2号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

残りの案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお 願いします。

### (12番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。 吉野、吉田、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題5. 非農地認定に関する件 11ページ 4件				
議長	次に、議題 5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、 1 番委員お願いします。			
1 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果:住家1棟、35年経過、現況宅地。 番号2号、調査結果:ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。			
議長	次に、吉野、15番委員お願いします。			
15番委員	ご報告します。 番号3号、調査結果:住家1棟、41年経過、現況宅地。 以上です。			
議長	次に、喜入、16番委員お願いします。			
16番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果:雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。			
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する 件」4件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。			
	議題 6. 農地利用変更届出に関する件 1 2ページ 1 件			
議長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」の1件ですが、先程、議題3と 併せて審議が終了しております。			

議題7. 農用地利用集積計画に関する件					
		1 3ページ~2 1ページ 2 1件			
議	長	次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 14ページ、番号1号につきましては、12番委員自身が代表の農地所有適格 法人が、18ページ、番号11号につきましては、18番委員の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、12番委員、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 まず、12番委員におかれましては、離席をお願いします。			
		それでは、番号1号につきまして、事務局から説明をお願いします。			
事務	局	それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。 資料の14ページをお願いします。 番号の1号、地目、現況ともに田、面積は1,112.00㎡、権利の種類は、 所有権移転、売買。 令和3年1月29日公告予定です。 これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。			
		<u>Д</u> С 7 °			
議	長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7番委員」挙手あり〕 はい、7番委員どうぞ。			
7 番 委	員	番号1は売買なんですが、なぜ3条申請にならないのですか。教えてください。			
吉田支	局	番号1の所有権移転につきましては、譲受人が認定農業者であるために、この 基盤法第19条により、所有権移転の申請をしたところでございます。			
7 番 委	員	普通は3条申請ですよね。なぜ、農用地利用集積計画のところに出てくるのか質問したんです。			

# 事 所有権移転ですので、通常3条許可になるのではないかというご指摘だと思い 務 ます。農業経営基盤法第19条の集積計画につきましては、確かに、実態として は、使用貸借、賃貸借のいわゆる利用権設定が通常であり、基盤法第4条第4項 におきまして、「利用権の設定」と定義されています。一方、認定農業者が所有権 を取得する場合には、所有権の移転も可能となっておりまして、基盤法第4条第 4項におきまして、「利用権の設定等」と定義するところでございます。今回の案 件につきましては、基盤法の認定農業者の所有権移転に該当する案件でしたので、 こちらの方を利活用しまして、所有権移転をされたということでございます。た だ、基盤法の所有権移転と、農地法第3条の所有権移転は、絶対にどちらかにし ないといけないということではございませんので、仮に認定農業者である今回の 件が、3条申請で受けた場合でございましても、申請内容に不備がなく、所有権 移転の実態が伴うということであれば、許可する案件ということになります。今 回の案件につきましては、基盤法の認定農業者に対する所有権移転に該当し、申 請もそのようになされましたので、農地利用集積計画による所有権移転の議案に したということでございます。 7 番 委 員 この際、登記費用等はどうなりますか。 事 務 局 登記費用については、ご自分でご負担していただきますが、実際登記すること につきましては、基盤法の規定の中で、嘱託登記というのが設けられております。 この嘱託制度に基づきまして、本支局の職員が、嘱託登記をするということにな っております。この総会で、番号1が議決されて、鹿児島市長の方が、公告をさ れた場合には、この後、吉田支局の方で嘱託登記の事務作業の方に入っていくと いうことになります。 7 番 委 員 わかりました。

#### 議 長

ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7. 「農用地利用集積計画 に関する件」の番号1号につきましては、原案どおり、承認することに決定いた します。

次の案件の審議に入ります前に、12番委員におかれましては、ご着席をお願 いします。18番委員におかれましては、離席をお願いします。

(12番委員着席、18番委員離席後)

それでは、番号11号につきまして、事務局から説明をお願いします。

### 事 務 局

引き続き、議事参与の制限の案件について、ご説明します。

資料の18ページをお願いします。

番号の11号、地目、現況ともに畑、面積は1,455.00㎡、権利の種類は、賃借権、区分:更新。

令和3年1月29日公告予定です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

### 議 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号11号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお 願いします。

(18番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。

残りの19件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。

# 事 務 局

資料の13ページをお願いします。

「議案第7号」、令和3年1月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。

集計表の右下の合計欄になります。所有権1件、2筆、1,112.00㎡、 賃借権14件、17筆、18,619.00㎡、使用貸借権、6件、9筆、4,7 18.00㎡、合計、21件、28筆、24,449.00㎡です。

なお、資料の14ページから21ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、21ページは、配分計画を含む内容です。

お目通しをお願いいたします。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。

以上で、説明を終わります。

議		長	ただいま、事務局から説明がありました。		
			これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。		
			〔「9番委員」挙手あり〕		
			はい、9番委員どうぞ。		
9	番委	員			
			は1,000㎡を割ったというふうになった場合に、この貸付人の方は、例えば		
			農業委員会だより等は届けられるのかどうか。農家台帳にそのまま載せて、いろいろな統計で農家として計上されるのか。その辺のことはどうなりますか。		
			マーラながに同く展外として同工ではいるシング。 こくフロックことはこうなりようが。		
事	務	局	台帳管理をしておりますので、台帳に残っている以上は、だより等は送付され		
			ます。昨年も6,000件近くの発送をしております。		
議		長	事務局から説明があった通り、鹿児島市は、台帳に残している場合は、配って		
哉		文	事務向から説明があつた通り、鹿児島申は、 pl版に残している場合は、配つて		
事	務	局	農業センサスの分がありますけど、あれは10aとか15万円とかありますの		
			で、センサスの対象とは別に、決まった台帳に載せております。		
議		長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。		
时戈		X	(よが(に、)的がこ息允、こ貝内寺(よめ)りよせんが。		
			[「異議なし」の声あり]		
			それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画 に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。		
			に関する仲」につきましては、原来とわり、承応することに依定すたします。		
	議題8.農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件				
-34÷			別冊資料2 5件		
議		長	次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」 を審議します。別冊資料2です。		
			それでは、喜入、16番委員お願いします。		

### 1 6 番 委 員

ご報告します。2ページです。

- 3. 変更後の用途、一般住宅
- 4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約5. 9 kmに位置し、東・西側は他人畑、南側は里道、北側は市道・他人畑に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調 書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、 計画変更はやむを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、6ページです。

- 3. 変更後の用途、一般住宅
- 4. 現況、申出地は、喜入町旧麓地区にあり、喜入支所から南西へ約1kmに位置し、東・西側は他人畑、南側は渡人畑、北側は河川に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、10ページです。

- 3. 変更後の用途、通路、側溝
- 4. 現況、申出地は、喜入町旧麓地区にあり、喜入支所から南西へ約1kmに位置し、東側は他人畑、西側は渡人畑、南側は農道、北側は河川に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調 書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、 計画変更はやむを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、14ページです。

- 3. 変更後の用途、一般住宅、教室
- 4. 現況、申出地は、喜入中名町中地区にあり、喜入支所から北西へ約2. 2 kmに位置し、東側は里道、西側は宅地、南側は宅地・里道、北側は農道に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 次に、18ページです。

- 3. 変更後の用途、資材置場
- 4. 現況、申出地は、喜入前之浜町川下地区にあり、喜入支所から南へ約4kmに位置し、東側は山林、西側は市道、南・北側は他人田に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調 書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、 計画変更はやむを得ないものと思われる。

事業実施の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。以上です。

議	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「7番委員」挙手あり〕 はい、7番委員どうぞ。
7 番 委 員	19ページですが、山林とか原野となっていますが、なぜ、農業委員会に農地でない分が出てくるのですか。
事務 局	地目が山林及び原野になっている分に対して、今回なぜ出ているのかというご指摘だと思います。こちらの4筆の土地につきましては、現況も地目の通りでございます。ではなぜ審議対象になるのかということでございますが、農業振興地域に関する法律では、農地の中に、田や畑を農用地区域として指定するのはもちろんのことでございますが、例えば、田や畑に隣接する周辺山林とか雑種地等につきましても、農地等の周辺環境を守るために周辺の山林、雑種地等の農地でないものについても農用地区域という形で指定をするということがございます。今回は、農地でないが、農用地区域に指定されている山林及び原野に係る除外でございます。これにつきましても農業委員会の意見は求められるところでございます。但し、地目、現況も農地でないために、この除外が仮に議決された後、これに対する農地法の審議は出てこないということでございます。
7番委員	わかりました。
9 番 委 員	14ページですが、計画変更の面積が829㎡となっていること、それから教室というのは、何を意味しているのですか。農家住宅という言い方がありますが、この申出人は農家住宅と関連がありますか。
農政総務課	今回の除外の内容につきましては、申出人の方が居住する一般住宅とその横に 工芸教室のような、生徒を集めて教える教室を開かれるということで、住宅と別 途建物を建てられるという除外申請が上がってきておりまして、住宅だけではな いということで、今回829㎡の面積での除外ということになっております。
9 番 委 員	農家住宅という言い方はあるのですか。
事 務 局	農家住宅というのは別にございます。

あるわけですね。829㎡は、農家住宅であれば1,000㎡まではいいということですよね。そうすると、一般住宅と書いてありますが、これは農家住宅と変えてもいいということになりますか。一般住宅と農家住宅とは、区別をされるべきだと思いますが、農家住宅という言い方は、こういう書類には出てこないのではないかと思いますが、この場合は農家住宅ということになりますか。829㎡は農家住宅だからいいということになりますが、一般住宅の場合は829㎡というのは、500㎡をオーバーするから認められないということになるかと思います。

### 事 務 局

829㎡の中に一般住宅と教室を建てることの是非についてでございます。まず、この教室というのは、恐らく受講者を集めて、報酬を受ける形で何らかの業を成すものと解すんですけど、そうであれば、事務所付住宅、店舗付住宅、これらについては、過去の総会の議案にも見られた案件でございますが、これと同種のものと考えます。いわゆる、店舗付住宅であっても、事務所付住宅であっても、そこで何らかの事務作業をして、業をして報酬を得る、似た形の今後、転用が出てくるかと思いますので、あまり事例としてはないのですけど、教室付の一般住宅ということであれば、特段、問題はないと思います。ただ、この事案に関しましては、農地転用許可申請はまだ出されておらず、転用の事業計画の具体的なものも農業委員会へは出されていないところでございますので、今後、農地法の5条許可申請が出た場合に、事業計画等により妥当な面積かを審議をする余地があるのかなとは考えております。いづれにしても、今回の案件つきましては、一般住宅のみならず、事務所もしくは店舗と同視できる構築物ができるということですので、必ずしも一般住宅の500㎡の基準によるものとは言えないと考えております。

### 9 番 委 員

わかりました。

### 議長

ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

### 議題9. 相続税の納税猶予に関する件

22ページ 1件

議長

次に、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。

### 1 5 番 委 員

資料の22ページをお開きください。

今回1件の申請がありました。対象農地は、平成17年3月31日以前の相続であり、納税猶予を受けたすべての農地を担保提供しているため、3年ごとの継続届の提出が不要でありましたが、平成23年1月より一部の農地の特定貸付けを届け出されましたので、申請人は、今後3年に1度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ提出することになりました。

去る1月14日に13番委員、私、事務局職員3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

相続開始は平成13年4月18日、申請人は被相続人の妻で、今回が4回目の申請でございます。

調査しました特例適用農地は全て畑であり、1については、ホウレンソウ、ブロッコリーを作付中でした。

2については、大根、白菜、ブロッコリーを作付中であり、葉牡丹を植付中でした。

3から5は続き地であり、ビニールハウス2棟、硬質ハウス1棟、ビニールハウス2連棟が1棟あり、ホウレンソウを作付中であり、露地にはキャベツを作付中でした。

6から8は続き地であり、ビニールハウス2棟と硬質ハウス2連棟が2棟あり、 ホウレンソウと春菊を作付中でした。

9については、深ネギ、ジャガイモ、キャベツを作付中でした。

従いまして、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。

以上で、報告を終わります。

### 議長

ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に 関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。

# 議題10. 令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料3

議

長

続きまして、議題10.「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。

提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今月は、最終的に提案を取りまとめていきたいと思います。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

### 事 務 局

別冊資料3の1ページをお開きください。

議題10.「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」でございます。

先月の総会において中身を協議していただきました。その協議結果を踏まえ、 1月の運営連絡会において整理をいたしましたので、再度今月協議をお願いし、 最終的に鹿児島市からの提案事項として県農業会議へ報告したいと考えておりま す。

1ページから2ページまでが意見書、3ページから7ページまでが、12月総会提案分との対照表でございます。

提案項目 $1 \sim 5$  は、先月と同じですが、内容については、全般的に文言整理を行いました。

項目ごとに要点のみ読み上げますが、提案項目1及び2につきましては、文言整理に係る補足説明をいたします。それでは意見書概要について読み上げます。

1 有害鳥獣被害対策について

電気柵等の設置経費に対する助成の予算拡充、有害鳥獣の多発に田・畑・果樹類被害対策、スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)等害虫類の駆除支援、鳥害被害対策、狩猟者のさらなる育成・助成などをお願いしたい。

1点補足説明を行います。

12月総会時点では、ヤンバルトサカヤスデの駆除について意見がありましたが、ヤンバルトサカヤスデ対策を所管する本市環境衛生課(県廃棄物・リサイクル対策課)によりますと農作物への直接的被害は報告されてないとのことでした。しかしジャンボタニシに代表される害虫類の被害は実態としてありますので、「スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)等害虫類の駆除支援」という形で整理しました。

2 遊休農地の解消や発生防止に向けた山間地における農地の基盤整備の推進等について

用水や排水不良、農道等の舗装などの経年劣化、農業用機械の大型化による通行・侵入に支障が生じている農地は、耕作の効率が悪く受け手がいない状況にある。

国には、個人単位で導入しやすい補助事業制度の新設を検討、農地の遊休化対策としては、基盤整備事業(特に山間地)を推進するよう検討していただきたい。また、所有者が死亡した農地について、農地のあっせん・集約等を進める際に、相続登記がなされていないため、遊休化する農地が増加している。

未相続農地に係る問題については、所有権移転手続きが促進されるような制度 等、その解消に向けた政策を検討すること。

1点補足説明を行います。

12月総会時点では、未相続農地に係る対策として、「一定年数(例えば、25年「時効取得」の年数)納税管理者として管理している場合に所有権を変更できるよう法の改正を行うこと。」との文言でございました。納税管理者は、主に公租公課に関する管理行為は行っているものの、時効の成立要件である「自己の為に農地を占有している」とは言い切れないのではないか、との指摘がありました。

一方で、相続手続きが促進されることは、農地の適正管理につながり、ひいて は農地の集積・集約化においてもプラスの要素となりますので、「所有権移転手続 きが促進されるような制度等、その解消に向けた政策を検討すること。」と整理し ました。

3 農業後継者等の育成・確保等について

現在、農家の大半が「後継者がいないまま高齢化し労力不足」という状況にある。

この状況を解消するため、集落営農を推進できるような補助事業の導入、・ 新規就農者支援対策の更なる拡充や地理的表示(GI)保護制度の周知・特産品のPR・販路の確保等、若者を育成、確保及び安定した農業経営が図れるような支援、新規就農者への「農業次世代人材投資事業」等の予算確保 以上に努めていただきたい。

4 食料自給率の向上や家族経営の保護等について

2020年農林業センサスによると、離農者の拡大、基幹的な農業従事者の減少、高齢化及び農地の減少が止まらず、農地の荒廃化や生産基盤の弱体化が早まっている。

このようなことから、輸入自由化の見直し、食料の自給率を高めるための農産物価格・所得補償制度の充実をお願いするとともに、持続可能な開発目標 (SDGs) を実現する観点等からも、家族農業に対する支援をお願いしたい。

5 スマート農業推進の支援強化について

IOTやICT、あるいはGPSやドローンなどを活用したスマート農業の導入は、地域や品目に応じた現場課題の解決において、生産コストの削減や労働力不足を補うものとして必須であることから、その予算確保や社会実装の推進を図っていただきたい。

施策に係る概要は以上のとおりです。

ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。

提案事項について、原案とおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、議題10.「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。

また、後日「県農業会議」へ提案いたします。

議題の審議は以上です。

続きまして、報告事項に入ります。

			報	告	事	項		
			1. 農地法	第3条の3届出	専決に関する報告	テについて		
	2 3ページ~2 4ページ 6件							
議		長	報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」					
			報告事項2「鳥	農地法第4条・	5条届出専決に関	する報告について」		
			それでは、事績	<b>务局の報告をお</b>	願いします。			
事	務	局		ージをお開きく				
			.,		.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	る報告の集計表です。		
			• • • —		いて相続などで権	利の取得があった場合、農業委		
			員会に届出を要す	· -		1 0 ff		
					•	16筆、5,859.72㎡、		
				•	, , , ,	599.46㎡。取得した事由 ### # # # # # # # # # # # # # # # # #		
						農業委員会によるあっせん等の		
			希望は、有が0個	午、悪かり件で	9 0			
			<b>歩の24ペー</b> 5	ジは 昆虫の内		をお願いいたします。		
			W 0 2 4 · · ·	/ (み、/田田 v / F 1)				
			 2 . 農地法第	第4条・5条届	 出専決に関する報 <sup>ん</sup>	 告について		
					1ページ 18件			
事	務	局	次に、25ペー	ージをお開きく	ださい。			
			報告事項2、	農地法第4条・	第5条届出専決に	関する報告の集計表です。		
			これらは、市行	<b>封化区域内の農</b>	地の転用届出に関	するもので、事務局長の専決に		
			より処理したもの	のです。				
			第4条関係は、	一般住宅3件	、駐車場1件、そ	の他1件で合計5件です。		
			26から27~	ページは届出の	内容です。お目通	しをお願いいたします。		
			元に返っていた	ただき 2 5ペー	ジをお願いします	0		
			第5条関係は、	上から順に一	般住宅9件、共同	住宅1件、駐車場1件、その他		
			2件で、合計1:	· · · · · ·				
			資料の28ペー	ージから31ペ	ージは、第5条の	届出の内容です。		

お目通しをお願いいたします。\_\_\_\_\_

	3. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について					
	別冊資料 4					
議		長	次に、報告事項3「鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。			
事	務	局	報告事項4 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。 表の一番下の合計欄をご覧ください。 まず 二段書きの上の段の11月分については、訪問戸数157戸、うち不在30戸、調査回答戸数133戸、貸出希望10戸164.31アール、借入希望2戸21.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。 次に、下の段の累計については、訪問戸数4,575戸、うち不在451戸、調査回答戸数4,162戸、貸出希望226戸4,755.54アール、借入希望46戸2,030.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入条望46戸2,030.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績9戸110.94アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。各地区の実績についてはお目通しをお願いします。以上で報告を終わります。			
議		長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了:午前11時15分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。			
事	務	局	・令和2年度第11回総会(月例)開催日時は、 2月26日(金)午前10時開会 教育総合センター2階 女性会館			
議		長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会 (午前11時20分)			